時事緑報
VOL.2

間伐の遅れた森林

間伐を行い適正に管理された育成林

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法

京都議定書の第一約束期間（平成 20 ～ 24 年度）に入りました。
議定書で約束した温室効果ガスの排出削減に向け
森林吸収量を達成するため森林整備促進の条件を整えました。
地方負担の軽減、スムーズで効率的な整備を促す特別措置法を施行します。

京都議定書実行に向けて新法による地域支援がスタート

世界の国々が地球環境改善に取り組むことを宣言した京都議定書で、わが国は二〇一二年までに温室効果ガスを、一九九〇年（基準年）に比して六パーセント削減することを約束しました。しかし二〇〇六年時点で、温室効果ガスは六・四パーセント増大しており、一二・四パーセントの削減が必要です。削減値には森林吸収量として三・八パーセント（一三〇〇万炭素トン）を組み合わせることが認められているので、間伐など育成林の整備により森林吸収源の拡大を図ろうとしています。

森林吸収目標を達成するには、二〇一二年までの六年間で三三〇万ヘクタール、毎年五五万ヘクタールの間伐が必要になります。これは、従来より、毎年二〇万ヘクタール多いペースです。目標達成に必要な財源の確保に、平成二〇年度には、一九年度補正予算と合わせ、五四六億円の追加措置がとられ、必要な整備に重点的に配慮した予算を確保しました。また、人工林の高齢級化などに対応して補助対象を拡大しています。

これまで個人や地方への負担を軽減する措置として、森林整備に定額助成方式を導入しているほか、施業の集約化や、路網整備などによる林業生産コストの低減や、国産材流通促進など、さまざまな面から個人負担の軽減を図っていますが、今回の特別措置法により、地方負担の軽減を図るため、追加的な間伐への地方債を起債できるように措置しました。地方公共団体は、特定間伐等促進計画に基づく間伐等（造林未済地等の造林を含む）の実施または助成に要する経費の一部について、地方債の起債対象とすることができます。これまで私有林の森林整備は、個人の財産形成につながるとして起債対象とならなかったのに対し、大きな前進です。
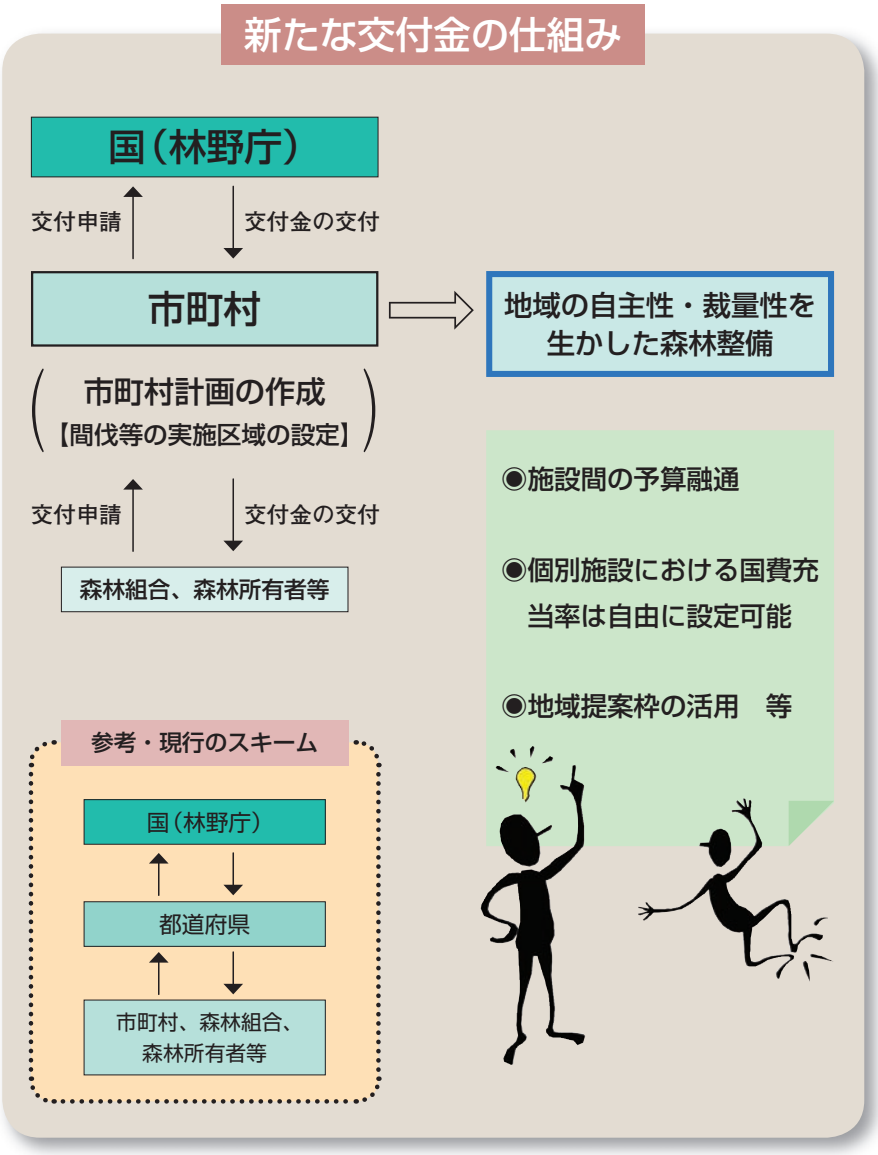
今回、法定交付金として創設された美しい森林づくり基盤整備交付金は、国（林野庁）から直接市町村に交付され、地域の自主性、裁量性を活かした森林整備を可能にします。間伐のための路網の開設・改良にも現場の判断を活かすなど個別施設の組み合わせ、国費充当率も市町村の裁量で自由に設定でき、間伐の促進が期待できます。また、地域提案枠の活用で、植樹活動など創意工夫を活かしたソフト事業も実施できます。